

別紙

諮問第734号

答 申

1 審査会の結論

「平成30年〇月〇日から同年〇月〇日迄に私が110番通報した時の110番処理簿」について、不存在を理由として非開示とした決定及び「平成30年〇月〇日から平成31年〇月〇日までの間に私が110番通報した時の110番処理簿」について、「110番処理簿」外2件を対象保有個人情報として特定し、一部開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成30年〇月〇日から同年〇月〇日迄に私が110番通報した時の110番処理簿」の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）に対し、警視総監が平成30年12月17日付けで行った不存在を理由とした非開示決定及び「平成30年〇月〇日から平成31年〇月〇日までの間に私が110番通報した時の110番処理簿」の開示請求（以下「本件開示請求2」という。）に対し、警視総監が平成31年2月18日付けで行った一部開示決定について、それぞれ取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年7月9日に審査会に諮問された。

審査会は、令和2年2月12日に実施機関から理由説明書を收受し、同年8月28日（第143回第三部会）及び同年9月28日（第144回第三部会）に審議した。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のとおり判断する。

### ア 110番処理簿について

110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者が事案を管轄する警察署に指令を発し、当該警察署において110番通報の内容や現場に到着した警察官の活動結果を明らかにするために作成されるものである。

同処理簿は、「入電日時」、「入電事案名」、「処理結果」、「通報場所」、「発生場所」、「通報者」、「通報局」、「通知電話番号」、「聴取電話番号」、「緊配種別」、「指令（受理）時刻」、「通本指令担当者」、「110番受理担当者」、「処理者」、「処理結果報告者」、「事件内容及び犯人人相等、訴出人等」、「処理てん末状況」等の欄から構成されている。

これらのうち、「処理てん末状況」欄は、警察署の担当者が、事案の処理に当たった警察官からの報告に基づき、事案の概要や処理てん末、関係者の氏名、住所等の人定情報を記載することになっている。

### イ 本件対象保有個人情報について

本件開示請求1及び2の趣旨は、審査請求人が110番通報をした際に作成された110番処理簿の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求1に対し、請求に係る保有個人情報が存在しないとして非開示決定を行い、本件開示請求2に対し、対象保有個人情報として「110番処理簿（〇〇警察署、平成30年〇月〇日、整理番号〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）、「110番処理簿（〇〇警察署、平成31年〇月〇日、整理番号〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）及び「110番処理簿（〇〇警察署、平成31年〇月〇日、整理番号〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報3」という。）を特定した。

### ウ 本件非開示情報について

実施機関は、本件対象保有個人情報1、2及び3のうち、警察職員の氏名及び印影（以下「本件非開示情報1」という。）について、条例16条2号及び4号に該当し、本件対象保有個人情報1の「処理てん末状況」欄のうち、「措置」及び「違反者」の非開示とした部分（以下「本件非開示情報2」という。）について、同条2号及び6号に該当するとして、当該部分をそれぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

エ 本件開示請求1及び2に係る本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

審査請求人は、本件開示請求1に対する非開示決定について、開示請求書に記載した期間に7回以上の110番通報をしていることから、この通報に関する110番処理簿が存在するはずであり、また、本件開示請求2についても、開示請求書に記載した期間に25回の110番通報をしていることから、実施機関が特定した本件対象保有個人情報1、2及び3以外にも110番処理簿が存在しているはずである旨主張する。

これに対し、実施機関は、本件開示請求1及び2に係る110番処理簿について、110番通報の業務を行う通信指令システムを使用して検索を行ったが、審査請求人が本人であると特定するに足りる氏名や住所等の個人情報が記載された110番処理簿は、実施機関が特定した本件対象保有個人情報1、2及び3以外には存在しないと説明する。

審査会が実施機関に確認したところ、110番処理簿に対する開示請求における対象保有個人情報の特定に当たっては、事件や事故の発生を緊急で通知するという110番通報の特殊性から、110番処理簿に記載された個人情報が真に開示請求者自身のものであるか否かについて細心の注意を払い、記載された氏名、住所、生年月日、電話番号等から総合的に判断しているとのことである。

さらに、実施機関によると、110番通報の現場に臨場した警察官が、通報者から個人情報を聴取した場合には原則として110番処理簿に記載するが、通報者と接触到至らない等、個人情報を聴取できなかった場合には、110番処理簿に通報者の個人情報が記載されていない場合もあるとのことである。

これらのことを踏まえると、本件開示請求1及び2に対し、実施機関が審査請求人の対象保有個人情報であると特定した本件対象保有個人情報1、2及び3以

外に、審査請求人を本人と特定できる対象保有個人情報が存在しないとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、本件開示請求1に対して不存在を理由として非開示とした決定及び本件開示請求2に対して本件対象保有個人情報1、2及び3を特定した決定は、いずれも妥当である。

オ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1の非開示妥当性について

実施機関では、本件非開示情報1はいずれも管理職でない警察職員の氏名及び印影であり、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の管理職でない警察職員については慣行として公にしていない。

そのため、本件非開示情報1は条例16条2号ただし書イに規定する開示すべき情報には該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハに規定する開示すべき情報のいずれにも該当しないと説明する。

審査会が見分をしたところ、本件非開示情報1には、警察職員の氏名及び印影が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書の該当性について検討したところ、本件非開示情報1については、いずれも慣行として公にされている管理職でない警察職員の氏名及び印影であるから、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しない。

以上のことから、本件非開示情報1は条例16条2号に該当し、同条4号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2の非開示妥当性について

実施機関は、本件非開示情報2について、当該情報は開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと説明する。

さらに、110番処理は、通報者、目撃者その他の関係者の秘密を守るという信

頼関係に基づき行われているものであり、開示することによって、その信頼関係が崩れ、今後、110番処理に関する協力が得られにくくなる等、通信指令業務の適正、円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である旨説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には110番処理に関する審査請求人以外の者の住所、氏名、年齢、車両番号、現場における警察官とのやり取りが記載されており、これらは、開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、110番処理においては、警察が関係者の秘密を守るという信頼関係に基づき、関係者が自ら知り得る情報を警察に託しているものであるため、本件非開示情報2を開示することとなると、当該関係者との信頼関係が損なわれ、今後、110番処理に対する協力が得られにくくなるなど、通信指令業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2は条例16条2号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明